



定期第679号 令和6年3月19日発行

目次

は県例規集掲載

【告示】

番号	表題	担当課名
137	介護老人保健施設の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
138	指定介護療養型医療施設がその指定を辞退した件	同
139	道路の区域を変更する件	道路整備課
140	同	同
141	都市計画事業の変更を認可した件	都市計画課
142	同	同
143	同	同
144	港湾施設の概要を公示する件	運輸政策課

【病院局管理規程】

番号	表題	担当課名
4	徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程	
5	徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程	

【人事委員会規則】

番号	表題	担当課名
	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	

徳島県告示第百三十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十九条第二項の規定により、介護老人保健施設の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

介護老人保健施設		開設者	サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地				
介護老人保健施設正静絹	阿南市桑野町岡元五十一	医療法人医正会	介護老人保健施設	令和六年一月二十六日	令和六年二月二十九日

徳島県告示第百三十八号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設がその指定を辞退した。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護療養型医療施設		開設者	サービスの種類	辞退年月日
名称	所在地			
善成病院	徳島市佐古三番町七番三号	医療法人善成会	介護療養型医療施設	令和六年三月三十一日
森岡病院	同 八万町大野五番一	医療法人敬老会	同	同
谷医院	吉野川市山川町建石一五八番地	医療法人山美会	同	同

徳島県告示第百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和六年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

2 6		整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷地 の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
由岐大西				阿南市福井町露口七六番 三地先から 同 大宮一八四 番地先まで	旧	四・一〇一八・七	一、三九三・七
同	同				新	四・一〇一八・七	一、三九三・七
						七・三〇六二・一	一、六〇一・八

徳島県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和六年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
125	市場字停車場	阿波市市場町市場字町筋 三五番四地先から 同 三五四番四地先まで	旧	三・九〇四・二	三四・八
		阿波市市場町市場字町筋 三五六番一地先から 同 三五七番二地先まで	新	八・〇〇一・二	三四・八

徳島県告示第四百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 施行者の名称

徳島市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 新浜都市下水道

三 事業施行期間

令和元年十一月二十日から

令和十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

徳島県告示第四百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 施行者の名称

徳島市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 田宮北都市下水道

三 事業施行期間

令和元年十一月二十日から

令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

徳島県告示第四百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 施行者の名称

徳島市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 矢三西都市下水道

三 事業施行期間

昭和五十七年十一月十九日から

令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

徳島県告示第四百四十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、徳島小松島港の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 港湾施設の種類
臨港交通施設（道路）
- 二 名称
沖洲（外）線
- 三 位置
徳島市南沖洲四丁目二六番五六三地先から
同 東沖洲二丁目六八番二地先まで
- 四 数量及び能力
 - 1 延長 八二三・〇メートル
 - 2 幅員 九・三メートルから二二・三メートルまで
- 五 構造形式
アスファルト舗装

徳島県病院局管理規程第四号

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員給与規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一号を加える。

八 災害応急業務等手当

第十二条の二の次に次の一条を加える。

（災害応急業務等手当）

第十二条の三 災害応急業務等手当は、職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において行う災害応急対策に係る業務のうち、管理者が定める業務に従事したときに支給する。

2 災害応急業務等手当の額は、業務に従事した日一日につき千八百円とする。

3 前項の規定にかかわらず、第一項に掲げる業務の全部又は一部が次の各号に掲げる場合における災害応急業務等手当の額は、当該各号に定める額を、前項の規定による額（以下「基本額」という。）にそれぞれ加算した額とする。

一 日没時から日出時までの間に行われた場合 基本額の百分の五十に相当する額

二 管理者が特に危険であると認める区域で行われた場合 基本額の百分の百に相当する額

第十四条第三項中「有害物取扱手当及び用地取得等交渉業務手当」を「有害物取扱手当、用地取得等交渉業務手当及び災害応急業務等手当」に改める。

附則第五項第三号中「管理者が別に定めるもの」を「管理者が別に定めるもの（次号に掲げるものを除く。）」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四 看護補助業務に専ら従事する職員で管理者が別に定めるもの 五千八百円

附則に次の一項を加える。

（特定大規模災害に対処するための災害応急業務等手当の特例）

11 職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものに対処するため第十二条の三に掲げる業務に引き続き五日を下らない範囲内において管理者が定める期間以上従事した場合の災害応急業務等手当の額は、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、当該業務に引き続き従事した日一日につき基本額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において管理者が定める額を加算した額とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の徳島県病院局職員給与規程の規定は、令和六年一月一日から適用する。ただし

し、改正後の附則第五項の規定は同年二月一日から適用する。

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の徳島県病院局職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

徳島県病院局管理規程第五号

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程（令和二年徳島県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項第三号中「管理者が別に定めるもの」を「管理者が別に定めるもの（次号に掲げるものを除く。）」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四 看護補助業務に専ら従事する職員で管理者が別に定めるもの 五千八百円

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県病院局会計年度任用職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和六年二月一日から適用する。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則六 一二）の一部を次のように改正する。

別表第一動物愛護管理センターの項中「狂犬病予防の業務に直接従事することを常例とする者」を「狂犬病予防員として犬等の捕獲、収容及び処分に係る業務に従事することを常例とする者」に、「一」を「二」に改め、同表家畜保健衛生所の項(2)中「第三条に掲げる業務」を「第三条第一項各号に掲げる事務」に、「一」を「二」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。